

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月16日

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 21,098,500kWh

予定使用電力量は、令和8年度の使用予定量（内訳は、県央水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び県央水質浄化センター電力調達仕様書による。

- (3) 供給期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

- (4) 需要場所 県央水質浄化センターほか4施設

- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年12月23日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月13日（火）午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 樺澤） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年12月16日（火）から令和8年1月13日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年1月13日（火）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年1月28日（水）午後2時 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日（火）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格となる総額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: AOKI Takao, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kenou Water Purification Center and 4 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 21,098,500 kWh/year

(3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Place of Use: Kenou Water Purification Center and 4 others

(5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 13, 2026 at 5:00 p.m.

(6) Time-limit for tender: January 28, 2026 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted

by registered mail and must be received no later than January 27, 2026 at 4:00 p.m.)

(7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)